

株式保有割合とその効果

株式保有割合	経営に対する関与の程度	定款変更との関係等 (金融2社の定款に「郵便局を通じた金融サービスの提供」 を記載し、当該定款により金融ユニバーサルサービスを実 現しようとする場合に必要な株式保有割合等)	財政健全化への貢献
100%	経営上のあらゆる事項について単独での決議が可能 (完全支配)	単独で定款変更を阻止しうる	配当のみ
3分の2以上	経営上重要な事項に係る決議が単独で可能 〔監査役の解任、資本金の額の減少、定款の変更、事業の譲 渡等及び解散、合併、会社分割、株式交換及び株式移転〕		配当(2/3) + 売却収入(1/3)
2分の1超	経営上の事項に係る決議が単独で可能 〔会計監査人の選解任、役員報酬等、剰余金の配当その他の 処分、取締役の選解任(※)、監査役の選任(※)〕		配当(1/2) + 売却収入(1/2)
3分の1超	経営上重要な事項に係る決議を単独で阻止可能		配当(1/3) + 売却収入(2/3)
それ以下	—		3分の1以下の保有であっても、定款変更等の 決議について、例えば、統合会社が黄金株(種類 株式)を保有することで、その同意を必要とする ことも可能。

(※) 取締役の選解任及び監査役の選任については、原則普通決議であるが、これを上回る割合とする旨の定款の定めを置くことも可能。